川崎市定期報告業務処理要領

（目的）

第１条　この要領は、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号。以下「法」という。）第１２条第１項の規定に基づく調査（以下「定期調査」という。）及び同条第３項の規定に基づく検査（以下「定期検査」という。）並びに定期調査及び定期検査の結果に関する市長への報告（以下「定期報告」という。）に関する事項を定め、円滑な業務を行うことを目的とする。

（定義）

第２条　この要領における用語の意義は、法、建築基準法施行規則（昭和２５年建設省令第４０号）及び川崎市建築基準法施行細則（平成５年川崎市規則６５号。以下「規則」という。）による。

（業務の基準）

第３条　定期調査及び定期検査は、建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成２０年３月１０日国土交通省告示第２８２号）、防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成２８年５月２日国土交通省告示第７２３号）、昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成２０年３月１０日国土交通省告示第２８３号）、遊戯施設の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成２０年３月１０日国土交通省告示第２８４号）及び建築設備（昇降機及を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成２０年３月１０日国土交通省告示第２８５号）に基づき実施するものとする。

（定期報告の提出通知）

第４条　市長は、定期報告の書類（以下「定期報告書」という。）の提出を求めるため、建築物又は建築設備等（昇降機を除く。）の所有者（所有者と管理者が異なる場合においては、管理者。以下同じ。）に対し、必要に応じてあらかじめ通知するものとする。

２　前項の通知は、第１号様式により行うものとする。

（定期報告受理票）

第５条　市長は、定期報告書を受理したときは、次の各号に掲げる定期報告書の区分に応じ、当該各号に定める定期調査報告受理票又は定期検査報告受理票を、所有者に対し交付するものとする。ただし、所有者等が交付を希望しないときは、この限りでない。

(１) 定期調査報告書　建築物定期調査報告受理票（第２号様式）

(２) 定期検査報告書（防火設備）防火設備定期検査報告受理票（第２号様式の２）

(３) 定期検査報告書（建築設備（昇降機を除く。））建築設備定期検査報告受理票（第２号様式の３）

(４) 定期検査報告書（昇降機）又は定期検査報告書（遊戯施設）　昇降機等定期検査報告受理票（第２号様式の４）

（定期報告結果通知）

第６条　市長は、所有者から提出された定期報告書について内容を確認した結果、改善（補修）等を要すると認めた場合は、所有者に対し、建築物、建築設備等及び遊戯施設の定期報告の結果を通知し、必要な改善（補修）等を求めるものとする。

２　前項の通知は、第３号様式により行うものとする。
（定期報告改善完了届）
第７条　前条の規定による改善（補修）を求められた所有者は、必要な改善その他の措置を完了したときは、その旨を、市長に報告するものとする。
２　前項の報告は、第４号様式により行うものとする。
（定期報告書提出の督促）
第８条　市長は、建築物又は建築設備等（昇降機を除く。）に係る定期報告書が期限までに提出されなかった場合は、所有者に対し、定期報告書の提出を督促することができる。
２　前項の通知は、第５号様式により行うものとする。
３　市長は、昇降機又は遊戯施設に係る定期報告書が期限までに提出されなかった場合は、所有者に対し、定期報告書の提出を督促することができる。
４　前項の通知は、第５号様式の２により行うものとする。
（対象外届）
第９条　所有者は、自らが所有又は管理する建築物又は建築設備等（昇降機を除く。）が定期報告の対象に該当しなくなったときは、すみやかにその旨を、市長に届け出るものとする。
２　前項の届出は、第６号様式により行うものとする。
３　所有者は、自らが所有又は管理する昇降機又は遊戯施設が定期報告の対象に該当しなくなったときは、すみやかにその旨を、市長に届け出るものとする。
４　前項の届出は、第６号様式の２により行うものとする。
（除却・廃止届）
第１０条　所有者は、自らが所有又は管理する建築物、建築設備等又は遊戯施設を除却又は廃止したときは、すみやかにその旨を、市長に届け出るものとする。
２　前項の届出は、第７号様式により行うものとする。
（休止届）
第１１条　所有者は、自らが所有又は管理する建築物、建築設備等又は遊戯施設の使用を休止したときは、すみやかにその旨を、市長に届け出るものとする。
２　前項の届出は、第８号様式により行うものとする。
（使用再開届）
第１２条　所有者は、自らが所有又は管理する建築物、建築設備等又は遊戯施設（使用を休止しているものに限る。）の使用を再開するときは、すみやかにその旨を、市長に届け出るものとする。
２　前項の届出は、第９号様式により行うものとする。
（所有者等変更届）
第１３条　所有者は、自らが所有又は管理する建築物、建築設備等又は遊戯施設の所有者、管理者、当該建築物の名称等を変更したときは、すみやかにその旨を、市長に届け出るものとする。
２　前項の届出は、第１０号様式により行うものとする。
（検査済証のない定期報告書の提出月）
第１４条　規則第１２条第２項第１号及び第１２条の２第１項の規定により検査済証の交付を受けていない特定建築設備等及び工作物に係る市長が定める月は、４月とする。

（複合用途建築物）
第１５条　建築基準法施行令（以下「政令」という。）第１６条第１項各号及び規則第１１条において指定する用途と指定する用途以外の用途からなる複合用途建築物についての定期報告は、指定する用途以外の用途の部分を除くものとする。ただし、「敷地及び地盤」「建築物の外部(外壁含む)」「屋上及び屋根（空調機器等が屋上にある場合)」「指定する用途の利用者が利用する共用部分（廊下、階段等)」については、報告対象とする。
（事故報告書）
第１６条　建築物、建築設備等又は遊戯施設の所有者又は占有者は、当該建築物、建築設備等又は遊戯施設について次に掲げるいずれかの事故が発生したときは、当該事故の概要、被害者の概要、応急措置の状況その他必要な事項について遅滞なく市長に報告しなければならない。
(１)　建築物又は建築設備等（昇降機を除く。）に起因する中等症（傷病の程度が入院を必要とするもので重症に至らないものをいう。）以上が生じた事故
(２)　建築物における火災事故
(３)　昇降機又は遊戯施設の運行に起因する事故
２　前項の報告を行ったものは、当該事故に係る措置、調査等を行う過程において、前項の報告内容を補則又は訂正する状況が生じたときは、その内容について、必要に応じ市長に報告しなければならない。
３　前２項の報告は、第１１号様式により行うものとする。
４　第１項の報告を行ったものは、当該事故の概要、被害者の概要、事故の原因、防止策その他必要な事項を、遅滞なく市長に報告しなければならない。
５　前項の報告は、第１２号様式により行うものとする。
（その他）
第１７条　この要領に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合には、この要領とは別に、まちづくり局長が定めるものとする。
附則
（施行期日）
この要領は、平成２３年４月１日から施行する。
附則
（施行期日）
この要領は、平成２６年４月１日から施行する。
附則
（施行期日）
１　この要領は、平成２８年６月１日から施行する。
（経過措置）
２　川崎市建築基準法施行細則の一部を改正する規則（平成２８年川崎市規則第６０号）附則第４項で定める市長が定める時期は、前回報告日からおおむね１年を超えない時期とする。
附則
（施行期日）
この要領は、平成２８年９月１日から施行する。

附則

（施行期日）

この要領は、令和３年３月１日から施行する。

第１号様式

第　　　　号
年　　月　　日

様

川崎市長

定期報告書の提出について（通知）

あなたの所有（管理）する次の　　　　　　　　　　　については、建築基準法第１２条第１項の規定に基づく調査又は同条第３項の規定に基づく検査を行い、その結果を報告することが義務付けられているので、一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員（建築設備等検査員）に調査（検査）を依頼し、その結果を、　　年　　月末日までに報告するよう通知します。

建　物　名　称	
所　　在　　地	川崎市　　区
整　理　番　号	０３－　－　－
前 回 報 告 日	年　　月　　日

（担当）

第２号様式

川崎市
KAWASAKI CITY

建築物定期調査報告受理票

建築基準法第１２条第１項の規定に基づき報告された、定期調査報告書を受理しました。

受理者　川崎市長

施設名称	
	次回報告期間
	年　月　～　月　末　日
	整　理　番　号
	03-**-*-*****

第２号様式の２

川崎市
KAWASAKI CITY

防火設備定期検査報告受理票

建築基準法第１２条第３項の規定に基づき報告された、定期検査報告書を受理しました。

受理者　川崎市長

施設名称	
	次回報告期間
	年　月　～　月　末　日
	整　理　番　号
	03-**-*-*****

第２号様式の３

川崎市
KAWASAKI CITY

建築設備定期検査報告受理

建築基準法第１２条第３項の規定に基づき報告された、定期検査報告書を受理しました。

受理者　川崎市長

施設名称	
	次回報告期間
	年　月　～　月　末　日
	整　理　番　号
	03-**-*-*****

第２号様式の４

川崎市
KAWASAKI CITY

昇降機等定期検査報告受理票

建築基準法第１２条第３項の規定に基づき報告された、定期検査報告書を受理しました。

受理者　川崎市長

施設名称	
	次回報告期限
	年　月～月末日
	整　理　番　号
	03-**-*-*****

第３号様式

第　　　　号
年　　月　　日

様

川崎市長

建築物、建築設備等又は遊戯施設定期報告の結果について（通知）

あなたの所有（管理）する次の　　　　　　　　　　　　については、　　年　　月　　日付けの定期報告を受け、内容を確認したところ、次の事項について改善（補修）が必要となりますので、必要な措置を講じるよう通知します。

改善（補修）等が完了したときは、速やかに改善（補修）等完了済報告書を提出してください。

建　物　名　称	
所　　在　　地	川崎市　　区
整　理　番　号	

改善（補修）・その他指摘事項

＊　裏面の「指摘事項についての説明」をお読み下さい。

指摘事項が【既存不適格事項であるが、改善（補修）が望まれるもの】のみの場合は、改善（補修）等完了済報告書の提出は必要ありません。

（担当）

（第３号様式裏面）

指摘事項についての説明

【既存不適格事項であるが、改善（補修）が望まれるもの】

指摘した事項については、現行法には不適合ですが、既存不適格事項（建築基準法第３条第２項の規定により、建築基準法の施行又は適用（改正の場合を含む。）の際、既に建築又は工事中のもの。）に該当するため、現状では法的な改善（補修）義務はありませんが、当該事項について、改善（補修）を行えば、安全上、避難上大きな効果があることから、改善（補修）を行うことが望まれます。

【調査（検査）等の対応を要するもの】

１　現行法への適否及び部材等の劣化に関する不具合の状態が、この調査の範囲では判断できないため、別途精密な調査（検査）が必要です。

２　建築基準法に定める必要な調査（検査）が全て行われていないため、追加の調査（検査）を行う必要があります。

【是正が必要な状態に至るおそれがあるもの】

国土交通大臣が定める判定基準に、現状では抵触していませんが、次回の検査までに「要是正」に至るおそれがあるので、日常の保守点検において重点的な点検を行うことが必要です。万が一、要是正の状態に至ったときは、速やか対応をお願いします。

【是正を要するもの】

国土交通大臣が定める判定基準に抵触しているので、速やかな是正が必要です。

第４号様式

改善（補修）等完了済み報告書

年　　月　　日

（あて先）川崎市長

年　　月　　日付け　　第　　　　号にて指摘のあった事項について、次のとおり改善（補修）を完了しましたので報告いたします。

報　告　者　　住　所
（　　　　　）　氏　名
（連絡先　担当者：　　　　電話：　－　－　）
調査（検査）者　住　所
氏　名

建築物名称	
所　在　地	川崎市　　区
対 象 種 別	建築物　防火設備　建築設備　昇降機等
整 理 番 号	

改善等事項	完了（一部完了）状況・完了年月日

備　　　考	受付欄

注）改善（補修）等を必要とする項目については、全て記入してください。
　一部完了の場合は、未了部分の内容及び改善予定日を記入してください。

第５号様式

第　　　号
年　　月　　日

様

川崎市長

建築物又は建築設備等に係る定期報告書提出の督促について（通知）

あなたの所有（管理）する次の　　　　　　　　　　　については、建築基準法第１２条第１項の規定に基づく調査又は同条第３項の規定に基づく検査を行い、その結果を報告することが義務付けられているので、　　年　　月　　日付けで定期報告書の提出を通知したところですが、　　年　　月　　日現在、提出されておりません。つきましては、一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員（建築設備等検査員）に調査（検査）を依頼し、その結果を、　　年　　月末日までに報告するよう重ねて通知します。

この督促状を受け取られる前に、調査（検査）の依頼若しくは実施又は報告書の提出済みの場合は、行き違いですので御了承下さい。

建　物　名　称	
所　　在　　地	川崎市　　区
整　理　番　号	０３－　－　－

（担当）

第５号様式の２

第　　　号
年　　月　　日

様

川崎市長

昇降機又は遊戯施設に係る定期報告書提出の督促について（通知）

あなたの所有（管理）する次の　　　　　　　　　　　　については、建築基準法第１２条第３項の規定に基づく検査を行い、その結果を報告することが義務付けられており、　　年　　月　　日までに定期報告書を提出する必要がございますが、　　年　　月　　日現在、提出されておりません。つきましては、一級建築士若しくは二級建築士又は昇降機等検査員に検査を依頼し、その結果を速やかに報告するよう通知します。

この督促状を受け取られる前に、検査の依頼若しくは実施又は報告書の提出済みの場合は、行き違いですので御了承下さい。

昇降機等名称	
設置場所名称	
所　在　地	川崎市　　区
整　理　番　号	０３－　－　－

（担当）

第６号様式

定期報告対象外届（建築物・防火設備・建築設備）

年　　月　　日

（あて先）川崎市長

次の建築物、防火設備又は建築設備は、定期報告の対象外となるため、届け出ます。

届　出　者　　　住　所
（　　　　　）　　氏　名
(連絡先　担当者：　　　　　電話：　－　－　)

所　有　者　住　所 氏　名	
管　理　者　住　所 氏　名	
建　築　物　所在地 名　称 用　途	
確認済証　交　付　者 交付年月日 番　　　号	□　建築主事　　□　指定確認検査機関（　　　　　　　　） 年　　月　　日
検査済証　交　付　者 交付年月日 番　　　号	□　建築主事　　□　指定確認検査機関（　　　　　　　　） 年　　月　　日
前回定期報告　年月日 整理番号	年　　月　　日 ０３－　－　－
届　出　の　区　分	□　建築物　　□　防火設備 □　換気設備　□　排煙設備　□　非常用の照明装置
対象外の理由	
添　付　資　料	
受　　付　　欄※	特定行政庁使用欄※

注）※印のある欄は、記入しないで下さい。

第６号様式の２

定期報告対象外届（昇降機・遊戯施設）

年　　月　　日

（あて先）川崎市長

次の昇降機又は遊戯施設は、定期報告の対象外となるため、届け出ます。

届　出　者　　住　所
（　　　　）　氏　名
(連絡先　担当者：　　　電話：　－　－　)

所有者　住　所 氏　名	
管理者　住　所 氏　名	
建築物　所在地 名　称 用　途	
確認済証　交付者 交付年月日 番　号	□　建築主事　□　指定確認検査機関（　　　　） 年　月　日
検査済証　交付者 交付年月日 番　号	□　建築主事　□　指定確認検査機関（　　　　） 年　月　日
前回定期報告　年月日 整理番号	年　月　日 ０３－　－　－
届出の区分	□　昇降機　□　遊戯施設
昇降機等仕様	種　類：　　用　途： 積載量：　kg　定　員：　人　定格速度：　m／分
対象外の理由	
添付資料	
受付欄※	特定行政庁使用欄※

注）※印のある欄は、記入しないで下さい。

第７号様式

定期報告除却・廃止届

年　　月　　日

（あて先）川崎市長

次の建築物、建築設備等又は遊戯施設を除却、廃止したので届け出ます。

届　出　者　　　住　所
（　　　　　）　　氏　名
(連絡先　担当者：　　　　電話：　－　－　)

所　有　者　住　所 氏　名	
管　理　者　住　所 氏　名	
建　築　物　所在地 名　称 用　途	
確認済証　交　付　者 交付年月日 番　　号	□　建築主事　　□　指定確認検査機関（　　　　　　　） 年　　月　　日
検査済証　交　付　者 交付年月日 番　　号	□　建築主事　　□　指定確認検査機関（　　　　　　　） 年　　月　　日
前回定期報告　年月日 整理番号	年　　月　　日 ０３－　－　－
届　出　の　区　分	□　建築物　　□　防火設備 □　換気設備　□　排煙設備　□　非常用の照明装置 □　昇降機　　□　遊戯施設
除却及び廃止の理由	
除却及び廃止年月日	

受　付　欄※

注）※印のある欄は、記入しないで下さい。
該当する昇降機等が複数台あるときは、適宜別紙を利用してください。

第８号様式

定期報告使用休止届

年　　月　　日

（あて先）川崎市長

次の建築物、建築設備等又は遊戯施設の使用を休止したので届け出ます。

届　出　者　　　住　所
（　　　　　）　　氏　名
（連絡先　担当者：　　　　　電話：　－　－　）

所　有　者　住　所 氏　名	
管　理　者　住　所 氏　名	
建　築　物　所在地 名　称 用　途 構　造 規　模	 階数：地上　　階、地下　　階　　延べ面積　　　　㎡
確認済証　交　付　者 交付年月日 番　　号	□　建築主事　　□　指定確認検査機関（　　　　　） 年　　月　　日
検査済証　交　付　者 交付年月日 番　　号	□　建築主事　　□　指定確認検査機関（　　　　　） 年　　月　　日
前回定期報告　年月日 整理番号	年　　月　　日 ０３－　－　－
届　出　の　区　分	□　建 築 物　　□　防火設備 □　換気設備　　□　排煙設備　　□　非常用の照明装置 □　昇 降 機　　□　遊戯施設
使用休止の理由	
使用休止期間	年　　月　　日から　　　年　　月　　日まで
受　　付　　欄※	注）※印のある欄は、記入しないで下さい。 使用休止期間が延長する場合は、改めて届け出てください。 該当する昇降機等が複数台あるときは、適宜別紙を利用してください。

第９号様式

定期報告使用再開届

年　　月　　日

（あて先）川崎市長

次の建築物、建築設備等又は遊戯施設の使用を再開したので届け出ます。

届　出　者　　住　所
（　　　　）　氏　名
(連絡先　担当者：　　　　電話：　－　－　)

所　有　者　住　所 氏　名	
管　理　者　住　所 氏　名	
建　築　物　所在地 名　称 用　途 構　造 規　模	 階数：地上　　階、地下　　階　　延べ面積　　　　㎡
確認済証　交　付　者 交付年月日 番　　号	□　建築主事　　□　指定確認検査機関（　　　　　　　） 年　　月　　日
検査済証　交　付　者 交付年月日 番　　号	□　建築主事　　□　指定確認検査機関（　　　　　　　） 年　　月　　日
前回定期報告　年月日 整理番号	年　　月　　日 ０３－　－　－
届　出　の　区　分	□　建 築 物　　□　防火設備 □　換気設備　　□　排煙設備　　□　非常用の照明装置 □　昇 降 機　　□　遊戯施設
使用休止届届出日	年　　月　　日
使　用　再　開　日	年　　月　　日
受　付　欄※	注）※印のある欄は、記入しないで下さい。 該当する昇降機等が複数台あるときは、適宜別紙を利用してください。

第１０号様式

定期報告所有者等変更届

<table>
<tr><td colspan="4">年　　月　　日

（あて先）川崎市長

建築基準法第１２条第１項及び第３項の規定に基づく定期報告の対象建築物、建築設備等及び遊戯施設の所有者等を変更したので次のとおり届け出ます。

届　出　者　　住　所
（　　　　）　氏　名
(連絡先　担当者：　　　電話：　－　－　)</td></tr>
<tr><td colspan="2">前回定期報告　年月日
整理番号</td><td colspan="2">年　　月　　日
０３－　－　－</td></tr>
<tr><td colspan="2">届　出　の　区　分</td><td colspan="2">□　建 築 物　□　防火設備
□　換気設備　□　排煙設備　□　非常用の照明装置
□　昇 降 機　□　遊戯施設</td></tr>
<tr><td colspan="2">建　築　物　所在地
名　称
用　途</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="8">変更事項</td><td rowspan="2">所有者　住所
氏名</td><td colspan="2">新</td></tr>
<tr><td colspan="2">旧</td></tr>
<tr><td rowspan="2">管理者　住所
氏名</td><td colspan="2">新</td></tr>
<tr><td colspan="2">旧</td></tr>
<tr><td rowspan="2">建 物 名 称</td><td colspan="2">新</td></tr>
<tr><td colspan="2">旧</td></tr>
<tr><td rowspan="2">建 物 用 途</td><td colspan="2">新</td></tr>
<tr><td colspan="2">旧</td></tr>
<tr><td colspan="2">変　更　年　月　日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">変　更　理　由</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">受　付　欄※</td><td colspan="2" rowspan="2">注）※印のある欄は、記入しないで下さい。
変更事項のうち、該当する項目のみ記入してください。
該当する昇降機等が複数台あるときは、適宜別紙を利用してください。</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td></tr>
</table>

第１１号様式

事故報告書(速報)

年　　月　　日
(第　　報)

（あて先）川崎市長

次のとおり事故が発生しましたので、建築基準法第１２条第５項の規定に基づき報告します。

届　出　者　　住　所
(　　　　　)　　氏　名
(連絡先　担当者：　　　　電話：　－　－　)

所　有　者	住　所 氏　名	
管　理　者	住　所 氏　名	
建　築　物	所在地 名　称	
事故発場所の主な用途		
製造者・保守業者 （昇降機・遊戯施設の場合）		製造者 保守業者
事故の概要	発生日時	年　　月　　日　　時　　分
	発生場所	
	状　況	
被害者の概要	人　数	名
	被害程度	軽　症　　名、中等症　　名、重　症　　名、死　亡　　名
	性　別	男　性　　名、女　性　　名
	年齢層	就学前　　名、児童・生徒　　名、高齢者　　名、 その他　　名
応急措置の状況		
特記事項		

第１２号様式

事故報告書(詳報)

年　　月　　日 （あて先）川崎市長 次のとおり事故の詳細について、建築基準法第１２条第５項の規定に基づき報告します。 届　出　者　　住　所 （　　　　　）　　氏　名 (連絡先　担当者：　　　　電話：　－　－　)	
所　有　者　住　所 氏　名	
管　理　者　住　所 氏　名	
建　築　物　所在地 名　称	
確認済証　交　付　者 交付年月日・番号	□　建築主事　　□　指定確認検査機関（　　　　　　　） 年　　月　　日　　第　　　　　　　　号
検査済証　交　付　者 交付年月日・番号	□　建築主事　　□　指定確認検査機関（　　　　　　　） 年　　月　　日　　第　　　　　　　　号
前回定期報告 年月日・整理番号	建 築 物　　年　　月　　日　　０３－　－　－ 建築設備　　年　　月　　日　　０３－　－　－ 昇降機等　　年　　月　　日　　０３－　－　－
事故発生場所の主な用途	
製造者・保守業者 (昇降機・遊戯施設の場合)	製 造 者 保守業者
事故の概要　発生日時	年　　月　　日　　時　　分
発生場所	
状　況	
被害者の概要　人　数	名
被害程度	軽　症　　名、中等症　　名、重　症　　名、死　亡　　名
性　別	男　性　　名、女　性　　名
年齢層	就学前　　名、児童・生徒　　名、高齢者　　名、その他　　名
事　故　の　原　因	
防　止　策　等	